

飲食店応援前払利用券事業取扱店 募集要項 (商工会地区用)

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県内飲食店の利用が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、商工会と福島県が連携してプレミアム付き前払利用券（以下「前払利用券」という。）を発行し、利用者が応援したい飲食店の前払利用券を購入することで、当該飲食店における当面の運転資金確保に繋げることを目的とします。

I プレミアム付き前払利用券について

1 名 称 がんばる^{おらほ}地元の飲食店^{エール}応援券

2 発 行 者 福島県

3 前払利用券の配布

(1) 配布方法

前払利用券取扱店（以下「取扱店」という。）として、各飲食店の所在地域を所管する各商工会に登録した飲食店に必要な枚数を配布します。

(2) 配布期間

令和2年6月中旬から8月末まで

(3) 配布上限 個人事業主：900枚

法人事業者：1,800枚

(4) その他

ア 各商工会は原則3回に分けて各取扱店に配布することとし、各回100枚を単位として、個人事業主に対しては300枚、法人事業者に対しては600枚まで配布します。

イ 各取扱店は配布された前払利用券を全て売り切ってから、追加配布に申し込めることとします。

4 前払利用券の販売

(1) 販 売 額 1,000円/枚

(2) プレミアム率 個人事業主が営む店舗：20%（200円）※額面は1,200円

法人事業者が営む店舗：10%（100円）※額面は1,100円

※法人事業者については、中小企業者及び小規模企業者で、福島県内に本社または本店がある事業者に限ります。

(3) 販 売 方 法 取扱店での店頭販売

※販売は現金のみとし、クレジットカード決済等は不可とします。

(4) 販 売 期 間 令和2年6月中旬～令和2年9月末日

5 購 入 限 度 利用者（消費者）1人当たりの購入限度はありません。

6 利 用 期 間 令和2年6月中旬～令和3年1月末日

7 使 用 対 象 前払利用券を販売した店舗で支払う飲食代金等

8 還 元 方 法 取扱店からの請求により、プレミアム分を商工会連合会から取扱店に支払います。

9 取扱厳守事項

<利用者（消費者）>

- (1) 前払利用券を購入した取扱店での支払いのみに使用可能です。
- (2) 前払利用券を使用する際は、所定の箇所へ利用年月日及び利用者氏名を記入してください。
- (3) 前払利用券を購入した取扱店が廃業した場合は、プレミアム分を含めて払い戻しは行いません。
- (4) 販売後の前払利用券と現金の交換は禁止します。
- (5) 使用期間を過ぎた前払利用券は原則使用できません。

<取扱店>

- (1) 前払利用券の販売前に所定の箇所に取扱店名を記入してください。
- (2) 前払利用券額面以下の使用であってもお釣りはお渡ししないでください。
- (3) 取扱店において、独自に利用券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるようにチラシ等によりその旨明示してください。
- (4) 商工会より配布された前払利用券は自社でのみ販売することとし、他社への転用は厳禁です。

<全体>

- (1) 前払利用券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して発行者は責任を負いません。

II 前払利用券取扱店の募集概要

1 参加資格

本事業に参加を希望する福島県内で飲食業を営む個人事業主及び法人事業者とします。（法人事業者は中小企業者又は小規模企業者（資本金の額または出資の総額が5000万円以下の会社か常時使用する従業員の数が100人以下の会社）で福島県内に本社または本店がある企業者に限る）。ただし、次に掲げるものに該当する場合は除外します。

- (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者
- (2) その他、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者

2 参加申し込み

(1) 申込方法

前払利用券への参加を希望する事業者は、本募集要項に同意の上、取扱店申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、飲食店営業許可書の写し、前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合は所得税申告書第一表、法人事業者の場合は法人税申告書別表一（一））及び通帳の写しを添付して、以下の①～②のいずれかの方法で最

寄りの商工会に申し込みます。

①持参 ② 郵送

(2) 申込期限

令和2年7月31日(金) 17時まで

(3) 留意事項

ア 申し込みのあった事業者については、申請内容を確認の上、商工会において取扱店として登録します。ただし、登録後であっても申し込み内容に虚偽・不備等があった場合には、登録を取り消すことがあります。

イ 申込期限後の参加申し込みについては受け付けることができません。

ウ 募集要項に記載されていない事項については、商工会連合会と県が協議の上、その都度対応を決定します。

エ 前払利用券の第2回、第3回配布を希望する取扱店は、追加配布申込書(様式第2号)により各商工会に申し込みを行います。

オ 事業概要の広報及び利用客増加を図るため、事業所情報(事業所名、所在地、連絡先等)を福島県商工会連合会及び各商工会のHP等で公開する予定となっておりますのでご承諾ください。

Ⅲ 取扱店の責務

次に掲げる事項について、順守していただきます。

- 1 取扱店であることが明確になるよう、商工会から配布されるポスターを利用者(消費者)の見やすい場所に掲示すること。
- 2 商工会から配布される販売前の前払利用券については、盗難、紛失等のないよう適切な保管を行うこと。
- 3 利用者(消費者)が利用期間内に前払利用券を利用する旨申し出たときは、当該利用券に利用日、氏名を記入させ、利用者から回収するとともに、前払利用券額面分のサービスの提供を行うこと。
- 4 使用期限を過ぎた前払利用券を利用者が持参した場合には、使用期間終了後、6か月程度はプレミアム分を含まない1,000円分の飲食サービスの提供をお願いいたします。
- 5 他の取扱店で販売された前払利用券の利用は拒否すること。
- 6 利用者(消費者)から回収した使用済み前払利用券は、商工会に提出するまでの間、適切に保管すること。
- 7 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、前払利用券の利用を拒否するとともに、その事実を速やかに所管の商工会に報告すること。
- 8 利用者(消費者)に不利益を与えることのないよう責任をもって営業を継続すること。
- 9 販売されずに余った前払利用券の取り扱いについては、商工会に返還すること。

Ⅳ プレミアム分の支払いについて

飲食代金として前払利用券を回収した取扱店は、プレミアム分の金額を請求することができ、その方法については以下のとおりとします。

- (1) 取扱店は利用者（消費者）から回収した前払利用券について 11 月末までの使用分を令和 2 年 12 月 15 日（火）までに、1 月末までの使用分を令和 3 年 2 月 15 日（月）までに、プレミアム分請求書（様式第 3 号）とともに所管の商工会に持参してください。ただし、11 月末までの使用分は 50 枚単位で持参し、1 月末までの使用分は端数分も取りまとめて持参することとします。なお、2 回に分けずに 1 月末までの使用分を一括で請求することも可能とします。
- (2) 請求可能期間は令和 3 年 2 月 15 日（各商工会必着）までとします。この期間を過ぎてからの請求には一切応じられませんので、必ず上記期間中に請求手続きをしてください。
- (3) 請求に基づき、商工会連合会から各取扱店の指定口座に振り込みます。

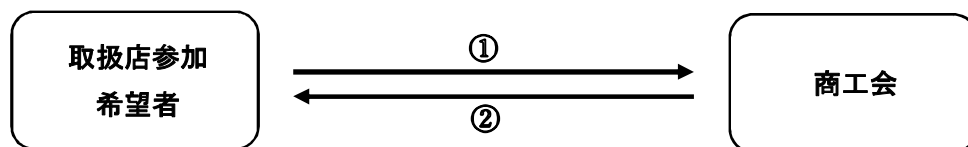
Ⅴ 利用の流れ

① 参加申込

取扱店への参加希望者は、個人事業主の場合、参加希望店が所在する地域を所管する商工会に申し込みを行う。法人事業者の場合は、本社または本店が所在する地域を所管する商工会に申し込みを行います。

② 前払利用券の配布

商工会は取扱店へ前払利用券の必要枚数を配布します。（個人事業主は 900 枚、法人事業者は 1,800 枚を上限とする。）

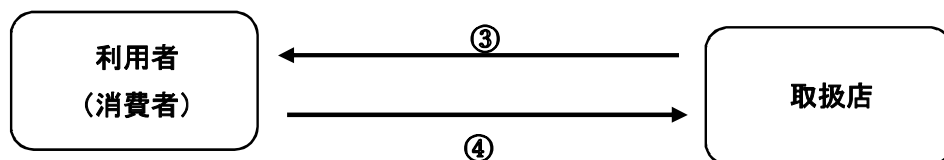


③ 前払利用券の販売

取扱店は利用券の所定の箇所へ取扱店名を記載し、利用者（消費者）に前払利用券を 1 枚 1,000 円で販売します。（現金のみ）

④ 利用券の使用

利用者（消費者）は取扱店での飲食代金等の支払いにあたり利用券（1 枚 1,200 円または 1,100 円分）を提示し、当該利用券に利用日および氏名を記入した上で使用します。取扱店は利用券の額面以下の金額を支払う場合でもお釣りを出すことはできません。

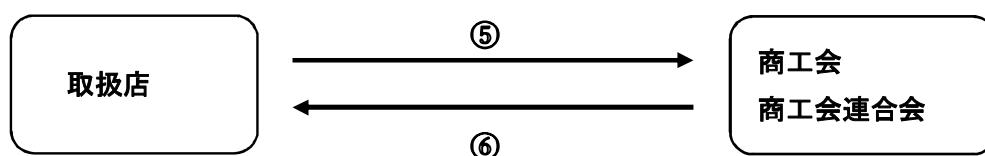


⑤ プレミアム分の請求

取扱店は使用済み前払利用券を集計し、請求書（様式第3号）を添付して所管する商工会にプレミアム分の請求を行います。取扱店の状況に応じて一括または2回に分けて請求できます。

⑥ プレミアム分の支払い

商工会は取扱店からの請求をとりまとめ、商工会連合会に必要な書類とともに提出。商工会連合会より取扱店にプレミアム分（利用券1枚あたり200円または100円）を支払います。



【個人事業者用利用券額面 1,200 円】



【取扱店名・電話番号記入】

【利用者サイン必要】

【法人事業者用利用券額面 1,100 円】



【取扱店名・電話番号記入】

【利用者サイン必要】

県内各商工会一覧

No.	商工会名	郵便番号	所在地	TEL	No.	商工会名	郵便番号	所在地	TEL
1	飯坂町商工会	960-0201	福島市飯坂町字筑前12-1	024-542-3568	45	中島村商工会	961-0102	西白河郡中島村大字滑津字二ツ山20-4	0248-52-2716
2	松川町商工会	960-1241	福島市松川町字中町35	024-567-2265	46	矢吹町商工会	969-0221	西白河郡矢吹町中町290	0248-42-4176
3	桑折町商工会	969-1614	伊達郡桑折町字本町17-5	024-582-2474	47	大信商工会	969-0309	白河市大信町屋宇町屋195	0248-46-2070
4	国見町商工会	969-1761	伊達郡国見町大字藤田字南20	024-585-2280	48	棚倉町商工会	963-6123	東白川郡棚倉町大字関口字上志宝2-3	0247-33-3161
5	伊達市商工会	960-0756	伊達市梁川町青葉町3	024-577-0057	49	矢祭町商工会	963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字館本52	0247-46-2126
6	保原町商工会	960-0612	伊達市保原町字宮下111	024-575-2284	50	塙町商工会	963-5405	東白川郡塙町大字塙字大町3-31-1	0247-43-0371
7	川俣町商工会	960-1454	伊達郡川俣町字八反田23	024-565-2377	51	鮫川村商工会	963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿38	0247-49-2171
8	飯野町商工会	960-1301	福島市飯野町字後川11	024-562-2115	52	南会津町商工会	967-0004	南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-0329
9	あだたら商工会	969-1404	二本松市油井字青戸谷地11-2	0243-23-5854	53	下郷町商工会	969-5311	南会津郡下郷町大字豊成字下モ6356	0241-67-3135
10	大玉村商工会	969-1302	安達郡大玉村玉井字星内70	0243-48-3931	54	檜枝岐村商工会	967-0527	南会津郡檜枝岐村字見通1155-1	0241-72-8005
11	本宮市商工会	969-1136	本宮市本宮字九縄19-1 本宮市地域交流センター(モコステーション)2F	0243-33-2541	55	只見町商工会	968-0421	南会津郡只見町大字只見字宮前1308	0241-82-2380
12	熱海町商工会	963-1309	郡山市熱海町熱海1-1	024-984-2341	56	北塩原村商工会	966-0404	耶麻郡北塩原村大字北山字村ノ内4147	0241-23-5556
13	逢瀬町商工会	963-0213	郡山市逢瀬町多田野字久保田47	024-957-3250	57	きたかた商工会	969-3512	喜多方市塩川町字東栗町1-12-3	0241-27-3202
14	湖南町商工会	963-1633	郡山市湖南町福良字台畠8592番の内	024-983-2117	58	西会津町商工会	969-4406	耶麻郡西会津町野沢字下條乙1969-26	0241-45-3235
15	三穂田町商工会	963-0129	郡山市三穂田町八幡字東屋敷5	024-954-2154	59	磐梯町商工会	969-3301	耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道311-62	0242-73-2144
16	安積町商工会	963-0107	郡山市安積3-31	024-946-2068	60	猪苗代町商工会	969-3111	耶麻郡猪苗代町字沼田3972-1	0242-62-2331
17	片平町商工会	963-0211	郡山市片平町字南前20-1	024-951-2602	61	会津坂下町商工会	969-6553	河沼郡会津坂下町字西南町裏甲4005-13	0242-83-3139
18	喜久田町商工会	963-0541	郡山市喜久田町堀之内字下上ノ台8-2	024-959-2568	62	湯川村商工会	969-3556	河沼郡湯川村大字勝常字堂後830	0241-27-3957
19	日和田町商工会	963-0534	郡山市日和田町字日向138-1	024-958-2438	63	柳津町商工会	969-7201	河沼郡柳津町大字柳津字中在家甲1182-1	0241-42-2552
20	富久山町商工会	963-8061	郡山市富久山町福原字福原2-2	024-923-0896	64	あいづ商工会	969-3471	会津若松市河東町広田字沢目47	0242-75-3511
21	田村町商工会	963-1155	郡山市田村町山字小性町92-10	024-955-2507	65	会津美里町商工会	969-6266	大沼郡会津美里町字西裏屋敷添甲2198-1	0242-54-2429
22	中田町商工会	963-0833	郡山市中田町下枝字久保194-4	024-973-2211	66	三島町商工会	969-7511	大沼郡三島町大字宮下水尻1134	0241-52-2430
23	西田町商工会	963-0904	郡山市西田町土棚字中野50	024-972-2114	67	金山町商工会	968-0011	大沼郡金山町大字川口字谷地381-1	0241-54-2311
24	大東商工会	962-0727	須賀川市小作田字湯名塚13-1	0248-79-3155	68	昭和村商工会	968-0103	大沼郡昭和村大字下中津川字中島652	0241-57-3100
25	長沼商工会	962-0203	須賀川市長沼字金町85 番地	0248-67-3121	69	広野町商工会	979-0403	双葉郡広野町大字下浅見川字柳町42番地15	0240-27-2311
26	鏡石町商工会	969-0404	岩瀬郡鏡石町中央245	0248-62-2340	70	楡葉町商工会	979-0603	双葉郡楡葉町大字井出字浄光西8-3	0240-25-2256
27	岩瀬商工会	962-0302	須賀川市柱田字中地25	0248-65-3210	71	富岡町商工会	979-1112	双葉郡富岡町中央2丁目111	0240-22-3307
28	天栄村商工会	962-0503	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑27	0248-82-2709	72	川内村商工会	979-1201	双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24	0240-38-2265
29	石川町商工会	963-7852	石川郡石川町字関根1-2	0247-26-3211	73	大熊町商工会	970-1152	いわき市好間町中好間字上川原36-1	0246-85-5103
30	玉川村商工会	963-6312	石川郡玉川村大字小高字中囃7-1	0247-57-2250	74	双葉町商工会	971-8184	いわき市泉町黒須野早稲田92-13	0246-88-9855
31	平田村商工会	963-8205	石川郡平田村大字永田字広町58	0247-55-2276	75	浪江町商工会	979-1521	双葉郡浪江町大字権現堂字下川原9-1	0240-35-3321
32	浅川町商工会	963-6218	石川郡浅川町大字東大畑字大名大塚50	0247-36-2161	76	葛尾村商工会	979-1602	双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内34	0240-29-2252
33	古殿町商工会	963-8305	石川郡古殿町大字竹貫字竹貫29-1	0247-53-2465	77	新地町商工会	979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字舁形144番地の1A棟-2(新地駅前複合商業施設「観海プラザ」内)	0244-62-2442
34	三春町商工会	963-7759	田村郡三春町字大町29	0247-62-3523	78	鹿島商工会	979-2335	南相馬市鹿島区鹿島字町39番地	0244-46-2250
35	小野町商工会	963-3401	田村郡小野町大字小野新町字中通35	0247-72-3228	79	小高商工会	979-2124	南相馬市小高区本町一丁目44	0244-32-0300
36	滝根町商工会	963-3602	田村市滝根町神俣字梵天川398	0247-78-2033	80	飯館村商工会	960-1801	相馬郡飯館村草野字大師堂81	0244-26-7957
37	大越町商工会	963-4111	田村市大越町上大越字元池197-1	0247-79-2555	81	内郷商工会	973-8403	いわき市内郷綴町榎下17	0246-26-1256
38	都路村商工会	963-4701	田村市都路町古道字戸屋70 田村市都路多目的研修施設内	0247-75-2497	82	遠野町商工会	972-0161	いわき市遠野町上遠野字堀切12-1 やしおみ荘地域交流センター	0246-89-2174
39	常葉町商工会	963-4602	田村市常葉町常葉字上町62-3	0247-77-2019	83	田人町商工会	974-0152	いわき市田人町旅人字下平石191	0246-69-2520
40	船引町商工会	963-4312	田村市船引町船引字上中田17-1	0247-82-4264	84	好間町商工会	970-1152	いわき市好間町中好間字田中25	0246-36-3133
41	西郷村商工会	961-8091	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原69-3	0248-25-1266	85	小川町商工会	979-3112	いわき市小川町上平字中島2-3	0246-83-0133
42	表郷商工会	961-0403	白河市表郷番沢字松上98-2	0248-32-3065	86	三和町商工会	970-1372	いわき市三和町下市萱字竹ノ内114-1	0246-86-2153
43	ひがし商工会	961-0303	白河市東釜子字殿田表65	0248-34-2779	87	四倉町商工会	979-0201	いわき市四倉町字西4-4-5	0246-32-2900
44	泉崎村商工会	969-0101	西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿55-6	0248-53-2202	88	久之浜町商工会	979-0333	いわき市久之浜町久之浜字北町21	0246-82-3131
					89	福島県商工会連合会	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま9F	024-525-3411

(様式第 1 号)

申込日 令和 年 月 日

飲食店応援前払利用券 参加申込書

(商工会)

所在地	〒 -		
フリガナ			
事業所名 (又は法人名) 及び代表者名	印		
個人・法人の区分	個人 ・ 法人	従業員数	人
(法人の場合) 資本金又は出資総額		円	
店舗名			
連絡先	(固定)	- -	
	(携帯)	- -	
飲食店 営業許可	管轄保健所	福島県 ・ 福島市 ・ 郡山市 ・ いわき市	
	営業所の名称、 屋号又は商号		
	種目		
交付希望枚数		枚	
振込口座	金融機関名・支店名		
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		
チェック 項目	☐ 本事業の募集要項に同意し、取扱店に申し込み致します。		
	☐ 営業する店舗の代表もしくは使用する従業員に、福島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者は含まれていません。		

~~~~~以下の項目は商工会で記載~~~~~

|                   |                                                          |
|-------------------|----------------------------------------------------------|
| 添付資料              | <input type="checkbox"/> 飲食店営業許可書 (写し)                   |
|                   | <input type="checkbox"/> 前年の確定申告書 (写し)                   |
|                   | <input type="checkbox"/> 通帳の写し                           |
| 確認項目              | <input type="checkbox"/> 記載項目に漏れはないか。                    |
|                   | <input type="checkbox"/> 添付資料と記載内容は合っているか。               |
|                   | <input type="checkbox"/> 公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者ではないか。 |
| 今回配布する<br>チケットの番号 | ~                                                        |
|                   | 計 枚                                                      |

申込日 令和 年 月 日

飲食店応援前払利用券 追加配布申込書

( 商工会 )

|                           |             |   |   |
|---------------------------|-------------|---|---|
| 所在地                       | 〒 —         |   |   |
| フリガナ                      |             |   |   |
| 事業所名<br>(又は法人名)<br>及び代表者名 | 印           |   |   |
| 店舗名                       |             |   |   |
| 連絡先                       | (固定)        | — | — |
|                           | (携帯)        | — | — |
| 申請回数                      | 2 回目 ・ 3 回目 |   |   |
| 交付希望枚数                    | 枚           |   |   |

~~~~~以下の項目は商工会で記載~~~~~

| | | |
|----------------------|---|---|
| 今回配布する
チケットの番号 | ～ | |
| | 計 | 枚 |
| これまでに配布した
チケットの枚数 | 計 | 枚 |

令和 年 月 日

飲食店応援前払利用券 プレミアム分 請求書

(商工会)

| | | | |
|---------------------------|-----------|---|---|
| 所在地 | 〒 — | | |
| フリガナ | | | |
| 事業所名
(又は法人名)
及び代表者名 | 印 | | |
| 店舗名 | | | |
| 連絡先 | (固定) | — | — |
| | (携帯) | — | — |
| 請求回数 | 初回 ・ 2 回目 | | |
| 利用券枚数 | 1,100円券 | | 枚 |
| | 1,200円券 | | 枚 |
| プレミアム分
請求額 | 円 | | |

~~~~~以下の項目は商工会で記載~~~~~

|                                                 |                          |
|-------------------------------------------------|--------------------------|
| 今回請求されたの利用券は、当該事業者へ<br>「配布した利用券」であることを、確認致しました。 | チェック欄                    |
|                                                 | <input type="checkbox"/> |
| 確認担当者名                                          | 印                        |